

No. 1 1

令和4年（12月）

第4回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 8 6 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧 対照表	建 築 審 査 課	1
第 8 7 号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例案新旧対照表	経 営 課	9
第 8 8 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 新旧対照表	保 険 年 金 課	1 0
第 1 0 0 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	1 6
第 1 0 1 号	廃止路線調書・位置図	管 理 課	2 3

議案第 86 号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成 17 年条例第 66 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案		
別表（第 2 条関係）		
	事務の種類	手数料の額
55 の 14	譲受人を決定した場合及び 管理者等を選任した場合に おける長期優良住宅建築等 計画の変更の認定の申請に 対する審査	(略)
55 の 15	(略)	(略)
55 の 15 の 2	(略)	(略)
55 の 16	低炭素建築物新築等計画の 認定の申請に対する審査 (次号に規定する審査を除く。)	ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 84 号) 第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に 適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関す る法律第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場 合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額 (1) (略) (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額 (i) <u>申請に係る一の建築物の住戸数</u> (以下この号及び第 55 号 の 18 において「住戸数」という。) が 1 戸のとき 5,000 円 (ii) <u>住戸数</u> が 1 戸を超え 5 戸以内のとき 10,000 円 (iii) <u>住戸数</u> が 5 戸を超え 10 戸以内のとき 18,000 円 (iv) <u>住戸数</u> が 10 戸を超え 25 戸以内のとき 31,000 円 (v) <u>住戸数</u> が 25 戸を超え 50 戸以内のとき 52,000 円

現 行

別表（第2条関係）

	事務の種類	手数料の額
55の 14	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)
55の 15	(略)	(略)
55の 15の 2	(略)	(略)
55の 16	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (次号に規定する審査を除く。)	<p>ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) <u>申請住戸数</u>が1戸のとき 5,000円</p> <p>(ii) <u>申請住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のとき 10,000円</p> <p>(iii) <u>申請住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のとき 18,000円</p> <p>(iv) <u>申請住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のとき 31,000円</p> <p>(v) <u>申請住戸数</u>が25戸を超え50戸以内のとき 52,000円</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (ii) <u>住戸数</u>が50戸を超え100戸以内のとき 94,000円 (iii) <u>住戸数</u>が100戸を超え200戸以内のとき 149,000円 (iv) <u>住戸数</u>が200戸を超え300戸以内のとき 188,000円 (v) <u>住戸数</u>が300戸を超えるとき 201,000円 <p>(3) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 床面積の合計（申請に係る一の建築物の対象となる部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が300平方メートル以内のとき 10,000円 <p>(ii)～(iv) (略)</p> <p>イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <ul style="list-style-type: none"> (i) <u>住戸数</u>が1戸のとき 38,000円 (ii) <u>住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のとき 66,000円 (iii) <u>住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のとき 96,000円 <ul style="list-style-type: none"> (ii) <u>住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のとき 140,000円 (iii) <u>住戸数</u>が25戸を超え50戸以内のとき 203,000円 (iv) <u>住戸数</u>が50戸を超え100戸以内のとき 301,000円 (v) <u>住戸数</u>が100戸を超え200戸以内のとき 411,000円 (vi) <u>住戸数</u>が200戸を超え300戸以内のとき 539,000円 (vii) <u>住戸数</u>が300戸を超えるとき 633,000円 <p>(3) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p>
--	--	--

- (ii) 申請住戸数が50戸を超え100戸以内のとき 94,000円
 - (iii) 申請住戸数が100戸を超え200戸以内のとき 149,000円
 - (iv) 申請住戸数が200戸を超え300戸以内のとき 188,000円
 - (v) 申請住戸数が300戸を超えるとき 201,000円
- (3) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (i) 床面積（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。iiからivまで及び第55号の18ア③において同じ。）の合計（申請に係る一の建築物の対象となる部分の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が300平方メートル以内のとき 10,000円
 - (ii)～(iv) (略)

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額

- (1) (略)
 - (2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (i) 申請住戸数が1戸のとき 38,000円
 - (ii) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のとき 66,000円
 - (iii) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のとき 96,000円
 - (iv) 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のとき 140,000円
 - (v) 申請住戸数が25戸を超え50戸以内のとき 203,000円
 - (vi) 申請住戸数が50戸を超え100戸以内のとき 301,000円
 - (vii) 申請住戸数が100戸を超え200戸以内のとき 411,000円
 - (viii) 申請住戸数が200戸を超え300戸以内のとき 539,000円
 - (ix) 申請住戸数が300戸を超えるとき 633,000円
- (3) 共同住宅（市長が別に定めるものを除く。第55号の18イ③において同じ。）の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ

		(i)～(ii) (略) (4)・(5) (略)
55の 17	(略)	(略)
55の 18	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) <u>住戸数</u>が1戸のとき 2,500円</p> <p>(ii) <u>住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のとき 5,000円</p> <p>(iii) <u>住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のとき 9,000円</p> <p>(iv) <u>住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のとき 15,500円</p> <p>(v) <u>住戸数</u>が25戸を超え50戸以内のとき 26,000円</p> <p>(vi) <u>住戸数</u>が50戸を超え100戸以内のとき 47,000円</p> <p>(vii) <u>住戸数</u>が100戸を超え200戸以内のとき 74,500円</p> <p>(viii) <u>住戸数</u>が200戸を超え300戸以内のとき 94,000円</p> <p>(ix) <u>住戸数</u>が300戸を超えるとき 100,500円</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) <u>住戸数</u>が1戸のとき 19,000円</p> <p>(ii) <u>住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のとき 33,000円</p> <p>(iii) <u>住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のとき 48,000円</p>

		<p>れ次に定める額</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
55の17	(略)	(略)
55の18	<p>低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) <u>申請住戸数</u>が1戸のとき 2,500円</p> <p>(ii) <u>申請住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のとき 5,000円</p> <p>(iii) <u>申請住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のとき 9,000円</p> <p>(iv) <u>申請住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のとき 15,500円</p> <p>(v) <u>申請住戸数</u>が25戸を超え50戸以内のとき 26,000円</p> <p>(vi) <u>申請住戸数</u>が50戸を超え100戸以内のとき 47,000円</p> <p>(vii) <u>申請住戸数</u>が100戸を超え200戸以内のとき 74,500円</p> <p>(viii) <u>申請住戸数</u>が200戸を超え300戸以内のとき 94,000円</p> <p>(ix) <u>申請住戸数</u>が300戸を超えるとき 100,500円</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i) <u>申請住戸数</u>が1戸のとき 19,000円</p> <p>(ii) <u>申請住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のとき 33,000円</p> <p>(iii) <u>申請住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のとき 48,000円</p>

		<p>(v) <u>住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のとき 70,000円</p> <p>(vi) <u>住戸数</u>が25戸を超え50戸以内のとき 101,500円</p> <p>(vii) <u>住戸数</u>が50戸を超え100戸以内のとき 150,500円</p> <p>(viii) <u>住戸数</u>が100戸を超え200戸以内のとき 205,500円</p> <p>(ix) <u>住戸数</u>が200戸を超え300戸以内のとき 269,500円</p> <p>(x) <u>住戸数</u>が300戸を超えるとき 316,500円</p> <p>(3)~(5) (略)</p>
		
<p>備考 (略)</p>		

		<p>円</p> <p>(iv) <u>申請住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のとき 70,000円</p> <p>(v) <u>申請住戸数</u>が25戸を超え50戸以内のとき 101,500円</p> <p>(vi) <u>申請住戸数</u>が50戸を超え100戸以内のとき 150,500円</p> <p>(vii) <u>申請住戸数</u>が100戸を超え200戸以内のとき 205,500円</p> <p>(viii) <u>申請住戸数</u>が200戸を超え300戸以内のとき 269,500円</p> <p>(ix) <u>申請住戸数</u>が300戸を超えるとき 316,500円</p> <p>(3)~(5) (略)</p>
~~~~~		
備考 (略)		

議案第 87 号の参考資料

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17  
年条例第 223 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（水道事業及び下水道事業の設置）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>2 公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（<u>公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。</u>）を設置する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>公共下水道事業</u>の経営の規模は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>4 <u>農業集落排水事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>処理区域</u> <u>熊谷市農業集落排水施設条例（平成 17 年条例第 189 号）第 3 条第 1 項に規定する区域</u></p> <p>(2) <u>計画人口</u> <u>13,780 人</u></p> <p>(3) <u>1 日最大汚水量</u> <u>4,547 立方メートル</u></p>	<p>（水道事業及び下水道事業の設置）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>2 公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>下水道事業</u>の経営の規模は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

議案第 88 号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市国民健康保険税条例（平成 18 年条例第 176 号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>65 万円</u> とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20 万円</u> とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>28,500 円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.2</u> を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>13,000 円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条</p>	<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>63 万円</u> とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19 万円</u> とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>26,000 円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.1</u> を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>12,000 円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条</p>

改正案	現行
<p>第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.5万円</u>を超える場合には<u>6.5万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2.0万円</u>を超える場合には<u>2.0万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）</p>	<p>第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.3万円</u>を超える場合には<u>6.3万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>1.9万円</u>を超える場合には<u>1.9万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）</p>

改正案	現行
<p>をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>19,950円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>18,200円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>9,100円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>8,400円</u></p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>14,250円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,000円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p>

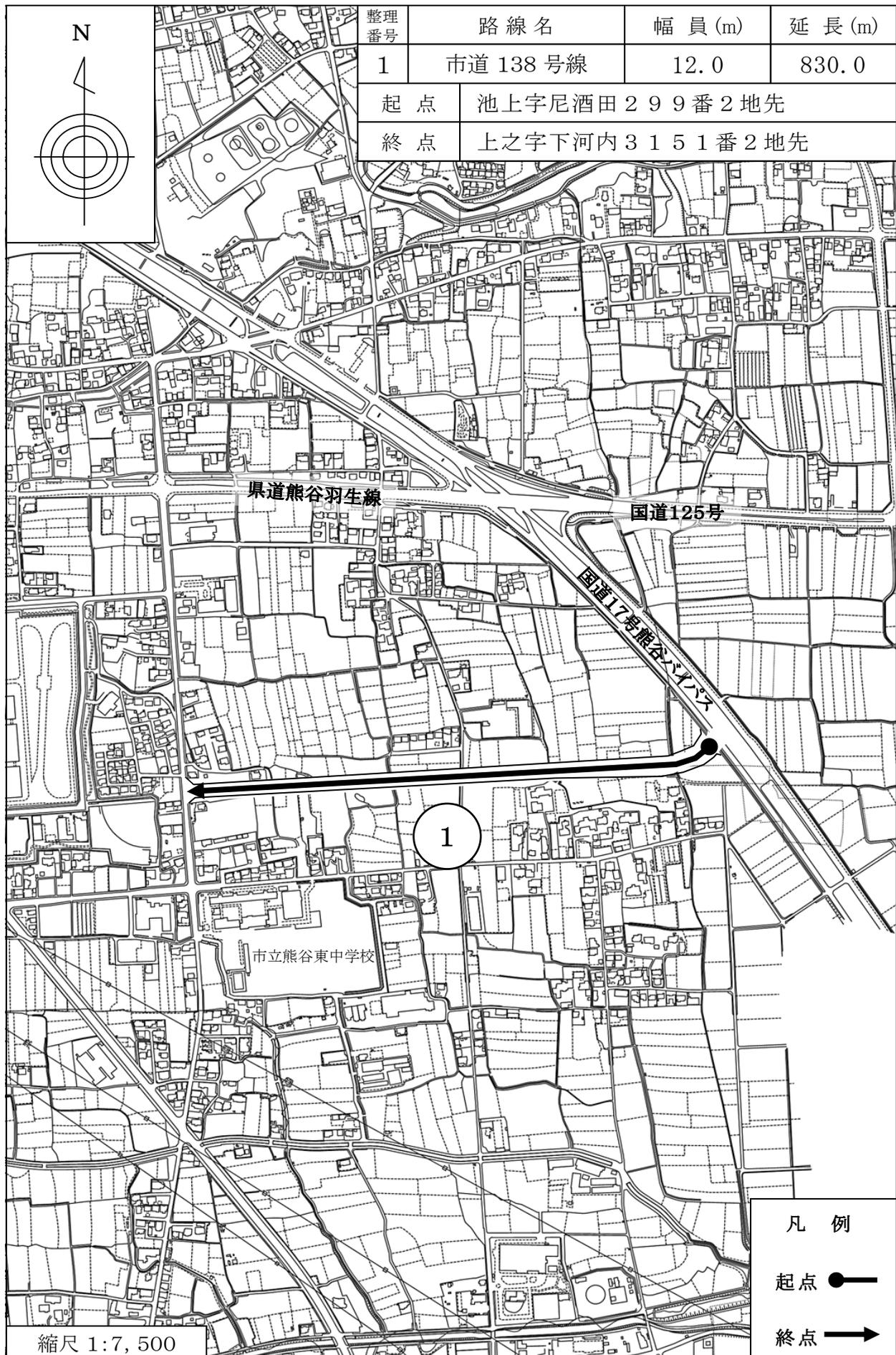
改正案	現行
<p>1人について <u>6,500円</u></p>	<p>1人について <u>6,000円</u></p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,700円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,200円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p>
<p>1人について <u>2,600円</u></p>	<p>1人について <u>2,400円</u></p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基</p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基</p>

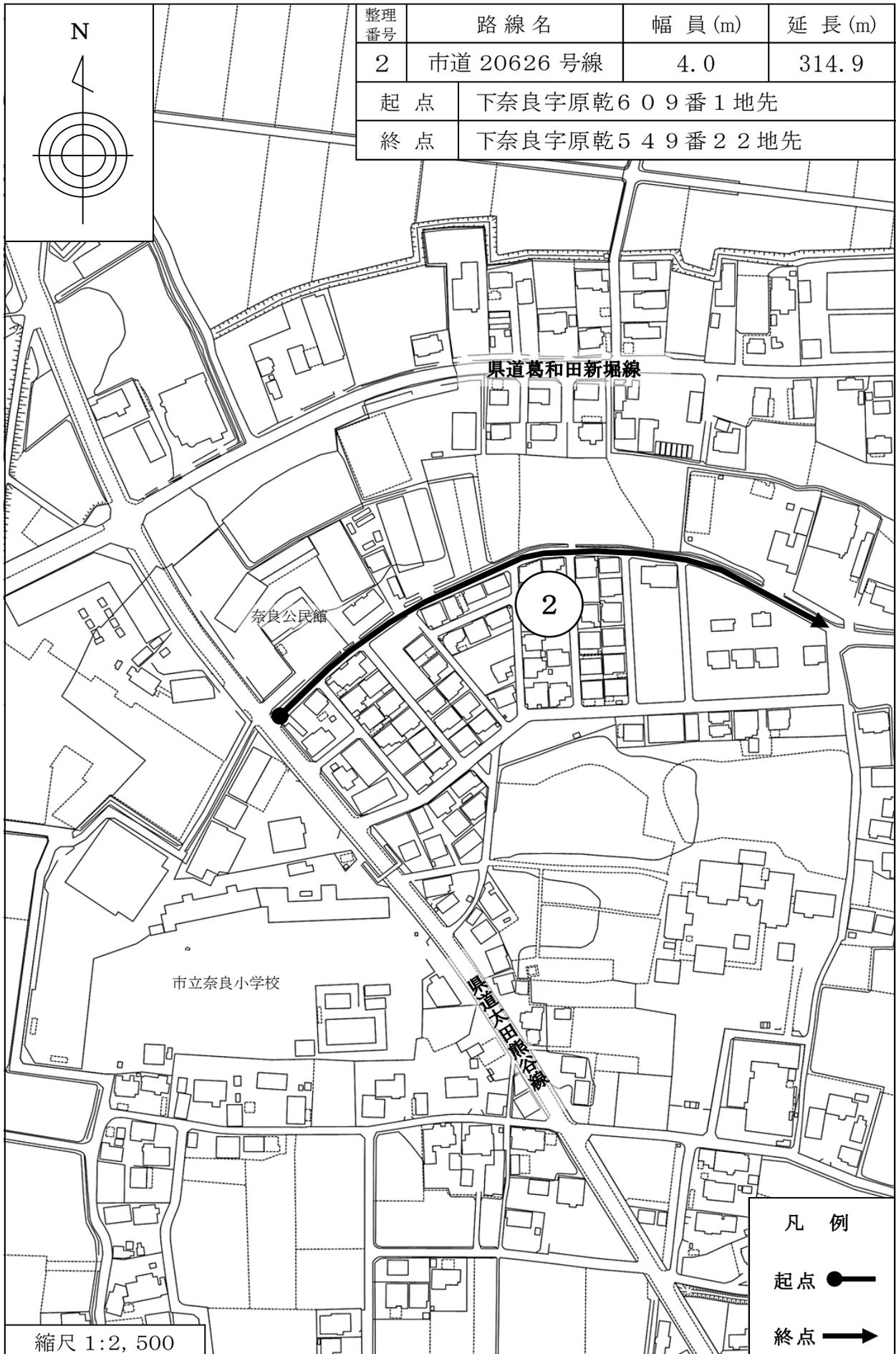
改 正 案	現 行
<p>礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 <u>4, 275円</u></p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 <u>7, 125円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 <u>11, 400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14, 250円</u></p>	<p>礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 <u>3, 900円</u></p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 <u>6, 500円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 <u>10, 400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13, 000円</u></p>
<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 <u>1, 950円</u></p> <p>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 <u>3, 250円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 <u>5, 200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6, 500円</u></p>	<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 <u>1, 800円</u></p> <p>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 <u>3, 000円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 <u>4, 800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6, 000円</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～5 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p>
<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第22条第1項の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得</p>	<p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第22条第1項の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得</p>

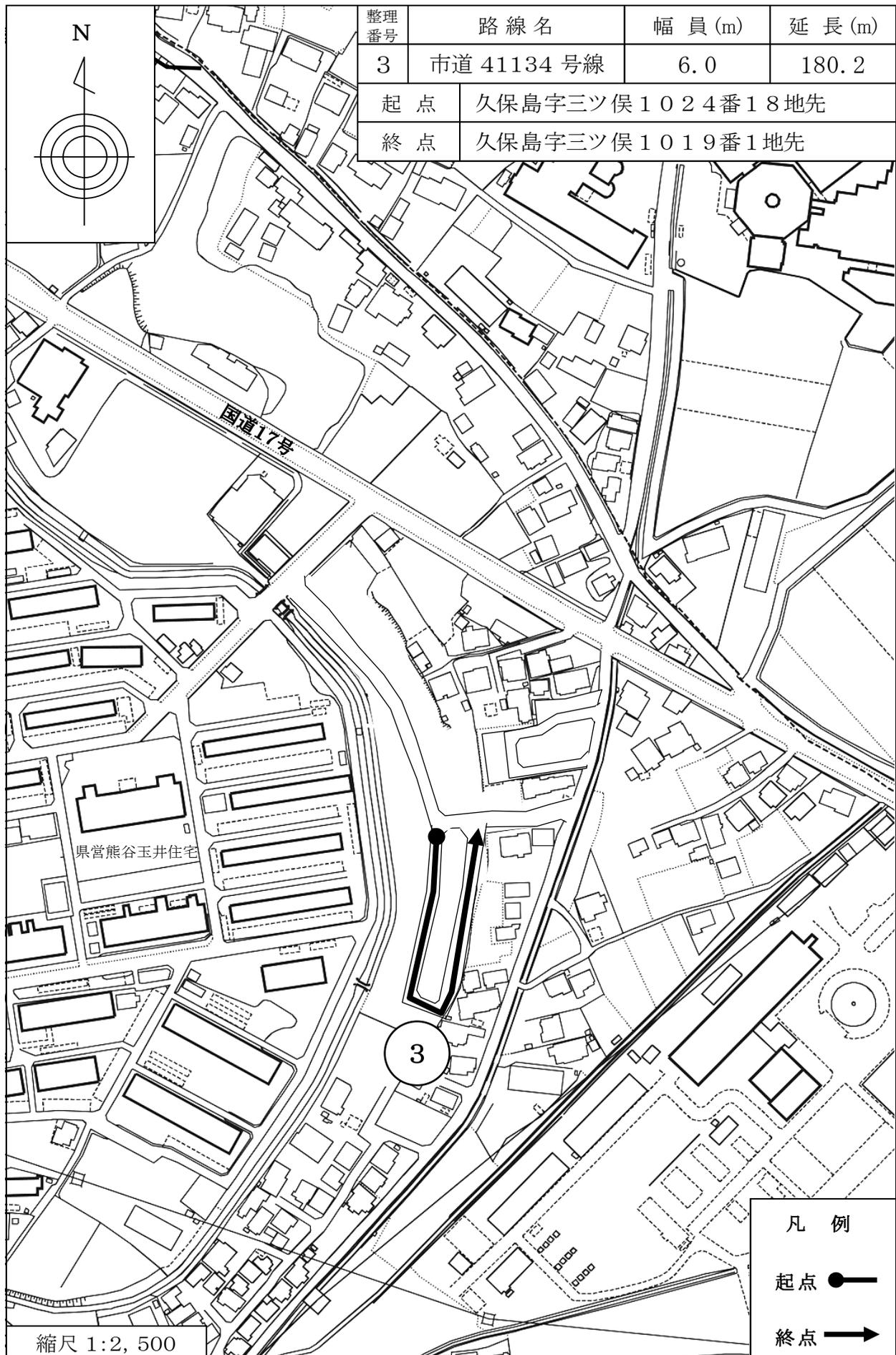
改 正 案	現 行
<p>については、同条第2項第1号の規定          によって計算した金額から15万円を          控除した金額によるものとする。)及び          山林所得金額」と、「110万円」とあ          るのは「125万円」とする。          7～19 (略)</p>	<p>については、同条第2項第1号の規定          によって計算した金額から15万円を          控除した金額によるものとする。)及び          山林所得金額」と、「110万円」とあ          るのは「125万円」とする。          7～19 (略)</p>

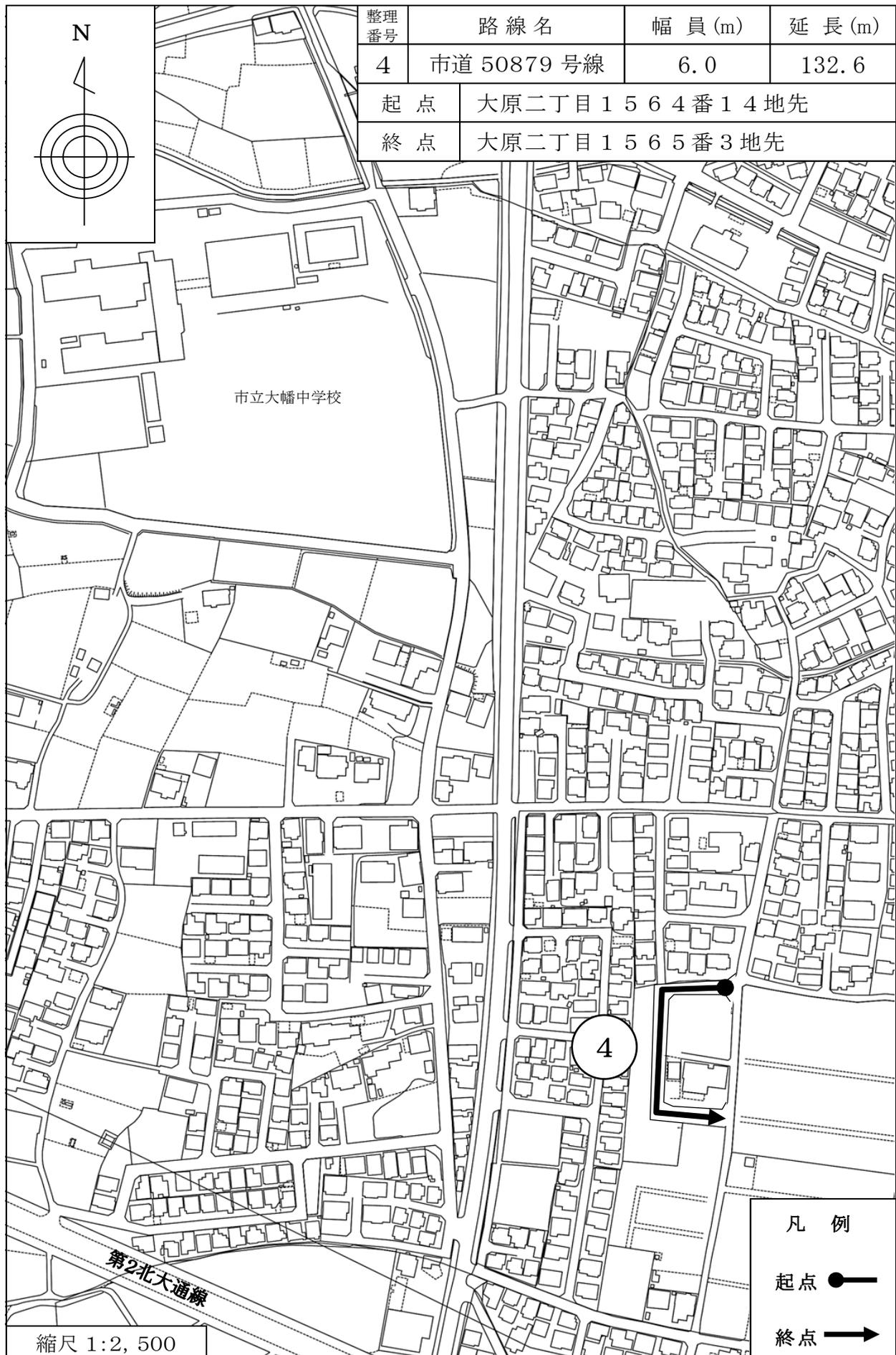
## 認定路線調書・位置図

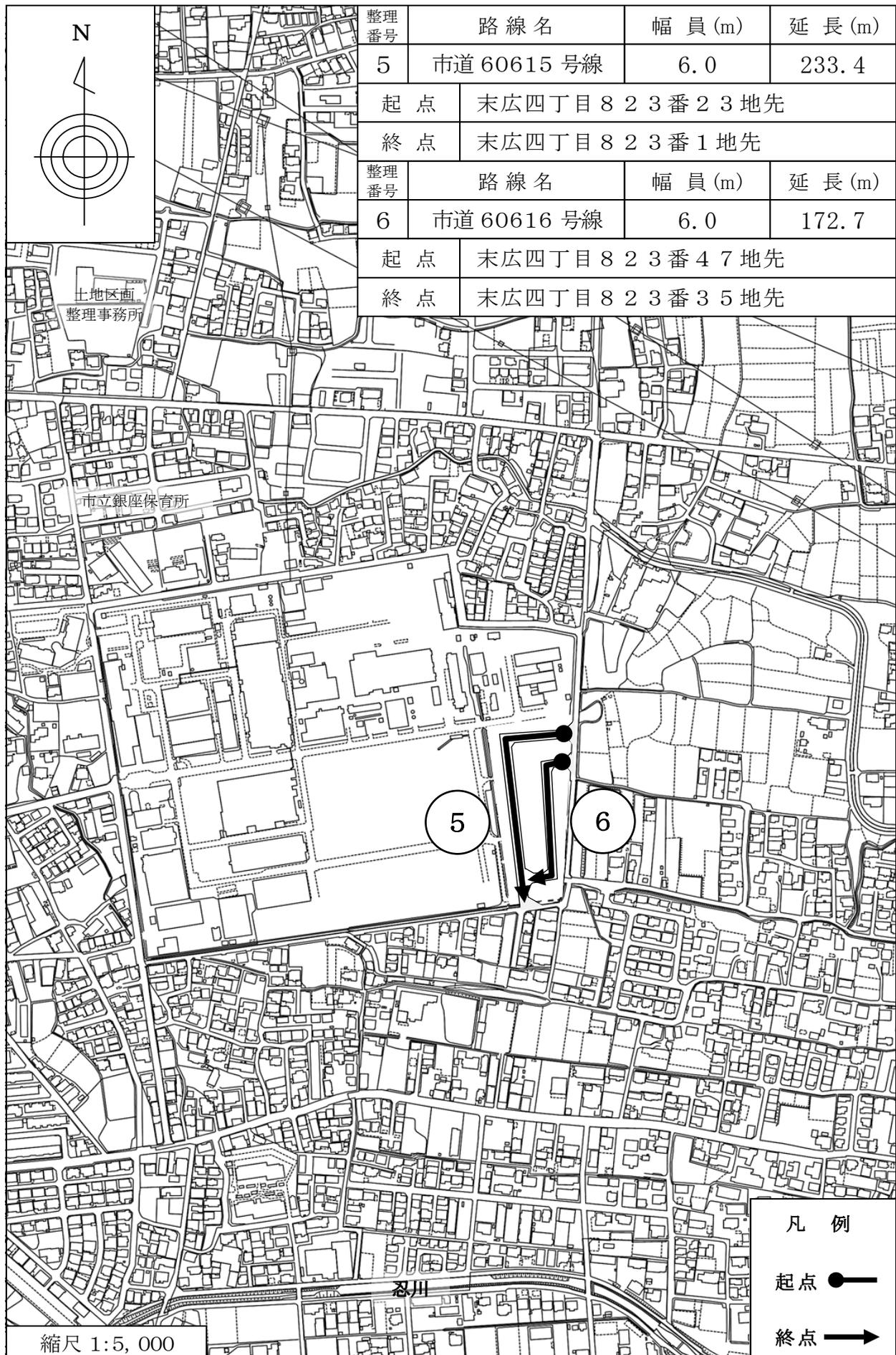
整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 138 号線	道路改良事業に伴い新設される道路を市道として管理したいため
2	市道 20626 号線	本市に寄附された道路及び未認定の道路を市道として管理したいため
3	市道 41134 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
4	市道 50879 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
5	市道 60615 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
6	市道 60616 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
7	市道 妻沼4744 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため

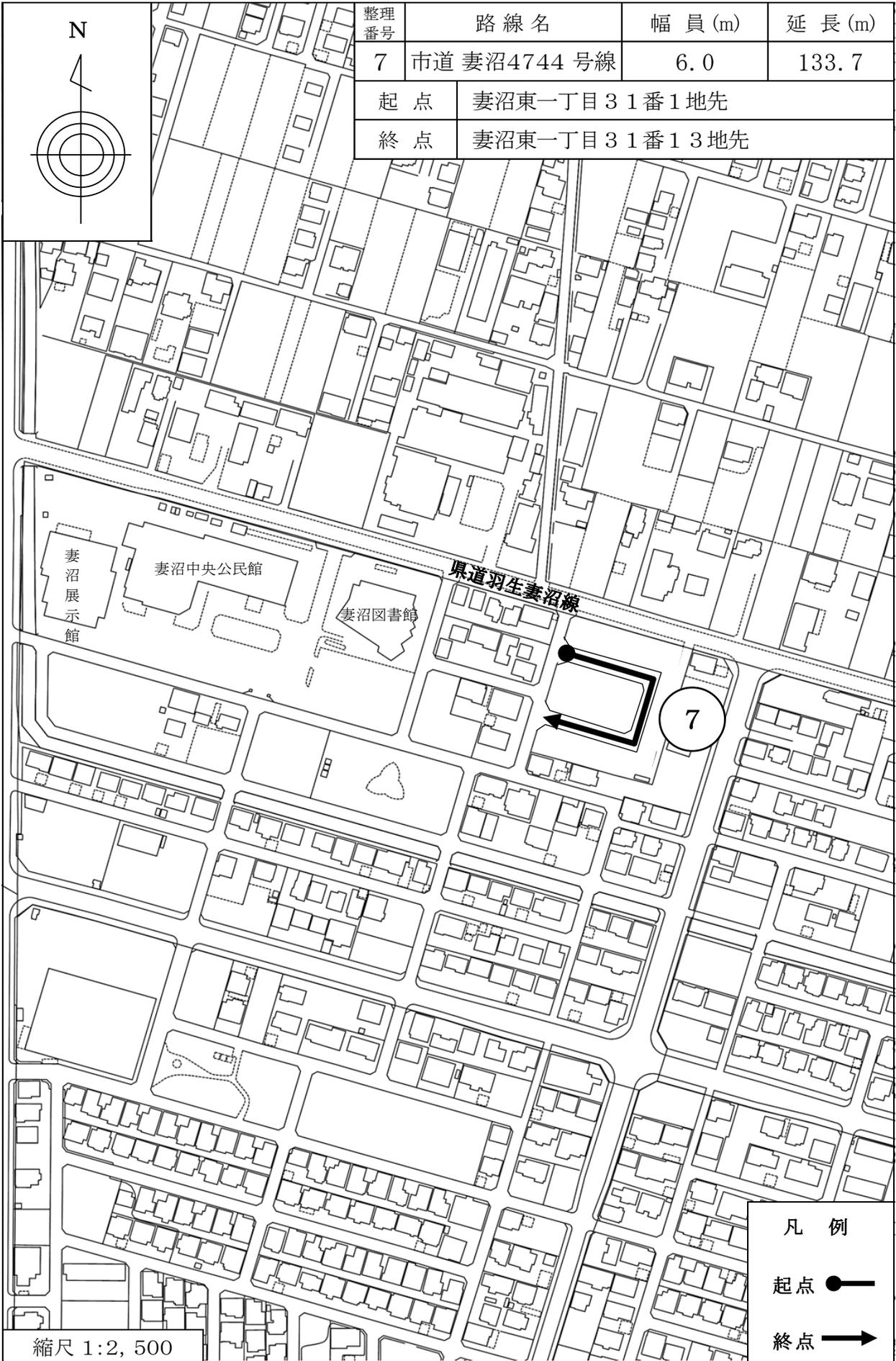












## 廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 妻沼3388 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道 江南7026 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

